

有資格業者の皆様方へ

## 近畿地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取り組みについて

国土交通省では、公共工事における入札談合などの不正行為を排除するため様々な取り組みを行ってきたところですが、平成24年10月に、公正取引委員会から国土交通大臣に対して、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、公正かつ厳正に職務を行うべき職員が入札関連情報を漏洩したとして、官製談合防止法に基づく改善措置要求がありました。

当省においては、これまでも、水門設備工事及び車両管理業務に関してそれぞれ官製談合防止法に基づく改善措置要求を公正取引委員会から受けており、今回が3回目の改善措置要求となります。このため、公正取引委員会から、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう求める「要請」も受けているところです。

近畿地方整備局では、これまで、「近畿地方整備局発注者綱紀保持規程」の制定・改定や、職員向けに「発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、すべての職員に向けて、公共工事のみならず発注事務全般に係る法令遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀保持を徹底し、一日も早く国民の皆様からの信頼を回復するよう努めているところですが、今般の事例を踏まえ、コンプライアンス推進の強化のため平成24年11月「近畿地方整備局コンプライアンス推進本部」及び「近畿地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会」を設置し、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、一層の推進に努めているところです。

有資格業者の皆様におかれましては、近畿地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組みについて、ご理解を賜るとともに、ご協力頂きますようお願い致します。

また、近畿地方整備局職員より、金品の贈与、供応接待、その他の不適切な要求を受けた場合は、直ちに近畿地方整備局綱紀保持担当者宛にご連絡頂きますようお願い致します。  
(連絡先はP 2をご参照ください)

○近畿地方整備局におけるコンプライアンスの取組み

[http://www.kkr.mlit.go.jp/n\\_info/kouki/index.html](http://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/kouki/index.html)

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

【事業者等との応接方法】

職員が事業者の皆様方と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することとしています。〈規程第5条〉

【発注事務にかかる規程違反の通報窓口】

職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料する事実を確認した場合の通報制度を設けています。〈規程第7条〉

【事業者等からの不当な働きかけに対する対応】

発注事務に関して、職員が事業者の皆様方から不当な働きかけを受けたときはこれを記録、報告、公表することとしています。〈規程第12条〉

【執務環境の整備】

事業者の皆様方の執務室への出入りを制限させて頂いています。〈規程第13条〉

《連絡・問合せ先》

(建設関係) 近畿地方整備局 適正業務管理官

☎06-6942-1141 (内線2121)

(港湾関係) 近畿地方整備局 港政調整官

☎078-391-7571 (内線6412)